

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

令和5年審議 第4回基本問題小委員会

令和5年8月23日

【沖本入札制度企画指導室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年審議第4回基本問題小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会には、委員総数の2分の1以上の御出席をいただいておりますので、「中央建設業審議会・社会資本整備審議会 産業分科会建設部会 基本問題小委員会運営要領」の第3条第1項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。また、同運営要領の第4条第1項により、本委員会は公開されております。

本日、お手元に配付いたしました資料の一覧は議事次第に記載しておりますが、不足がございましたら、お申しつけください。

報道関係者の皆様の冒頭のカメラ撮りは、議事に入るまでの間とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして国土交通省大臣官房審議官の楠田より御挨拶を申し上げます。

【楠田官房審議官】 審議官の楠田でございます。基本問題小委員会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。小澤委員長さんをはじめ、委員の先生方、大変御多忙の中、そしてまた今日は大変お暑い中、お集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。本日は、4回目の基本問題小委員会ということになります。これまで3回にわたりまして請負契約の透明化によるリスク分担の話、それから、適切な労務費、賃金行き渡りの話、そして働き方改革と生産性向上の話、この3つの論点を中心に精力的な御意見、御議論、いただけてまいったと考えております。

また、これによりまして各論点の課題への対応ということで、必要な制度改正の内容、これはもちろんでございますが、それに加えて、その制度の詳細設計は、その運用に当たって考慮すべき点、こういったものも明確にさせていただいたと考えております。本日は、これまでの議論を改めて整理をいたしました上で、制度改正として行うべき事項を中心に

取りまとめの方向性、提示させていただくこととしてございます。先生方におかれましては、専門的な見地から御意見、御示唆賜りますように改めてお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【沖本入札制度企画指導室長】 それでは、本日の第4回基本問題小委員会におきましては、成蹊大学経済学部客員研究員の井出多加子委員、それから、弁護士・東洋大学名誉教授の大森文彦委員より御欠席の御連絡をいただいております。また、芝浦工業大学工学部教授の蟹澤宏剛委員、それから、公認会計士の岸上恵子委員におかれましては、オンラインで御出席をいただいております。また、前回までに引き続きまして、一般社団法人全国中小建設業協会の土志田領司会長にオブザーバーとして御参加をいただいております。

また、当局の不動産・建設経済局長の塩見につきましては、用務のため途中参加となります。

では、これより議事に入らせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りを御遠慮いただきたいと思っております。

これ以降の議事の進行は、小澤委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【小澤委員長】 それでは、お手元の議事次第に従いまして順に進めさせていただきますと思っております。

最初に、これまでの議論の整理と対応の方向性についてということで、事務局に資料を用意していただいております。3つの論点それぞれについて順に御審議いただければと思っております。最初に請負契約の透明化による適切なリスク分担ということで、資料の説明をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】 国土交通省建設業課企画官の御手洗でございます。本日はよろしくお願いいたします。座って御説明させていただければと存じますが、資料をお開きまして、1ページを御覧ください。先ほど来ございますとおり、本日、これまでの議論についての整理をまずはできればと考えてございます。それに当たりまして、こちらのスライドの構成でございますけれども、これまでいただきました3つの論点に関しまして、1つには現状・課題、目指すべき方向性、その上で制度改正の内容、これは喫緊に制度を改正することによりまして講じていくべき施策の大枠といったものを記載させていただいております。それに加えて、これまで御審議をいただきました委員の皆様からの主な御意見ですとか、それらを踏まえた対応方針について整理をさせていただいております。

具体的には、大きく委員からいただいた2種類に整理させていただいております。1

つが制度の詳細設計ということで、その大枠としての制度改正、実際に立案を行う際に実務を考慮して整理を行いまして、必要な内容というものをそうした制度の中に組み込んでいかなければいけない事項。またもう一つが運用の整理といたしまして、もちろん立案と並行して検討を行うのですけれども、最終的には改正後の制度を施行するまでの間に運用の方針・解釈等を整理いたしまして、ガイドライン等によりまして関係者へ周知を順次行っていくべき事項といった整理をさせていただいております。

具体的な内容をまず1番目、請負契約の透明化による適切なリスク分担でございます。資料の3ページを御覧ください。ここまで御議論いただきました現状と課題の認識でございます。個別の建設工事のリスク分担の内容につきましては、一義的にはそれぞれの契約に基づきまして当事者間で決定されるべき問題でございますが、そうした適切なリスク分担がなされていない場合に、適切な請負代金が確保されないことによりまして、契約当事者はもちろんでございますが、さらにそこからつながっていく下請業者の方も含めて建設生産システム全体に経営状況の悪化ですとか不良工事の発生といった影響が及ぶ場合があると考えてございます。

一方で、総価一式に代表されます請負契約におきましては、予備的経費（リスクプレミアム）が請負代金の中に含まれるという形になりますけれども、それがどの程度リスクに対応したものなのか、こうしたことが発注者のほうには詳細に把握することが困難であって情報の非対称性が生じている。一方で、発注者のほうから見れば、当然、その金額というものについては、経済合理性の検証ですとか関係者と御調整された上でやっていくということになりますので、事後的な請負代金の変更というのはなかなか容易ではない。

一方で、受注者の方におかれましては、例えば工期中の設定される物価変動を予備的経費として盛り込んだりといった形で単価設定が行われますけれども、急激な物価変動まで吸収するような設定を行うことは困難である。こうした契約プロセスの中で、受発注者間で認識のそごが発生していると考えてございます。そして、さらに契約の実際のものの中におきまして、資材価格の変動等に対しての変更契約に関する条項がない場合ですとか、変更しないとといった特約が盛り込まれているという場合もあつたりいたしますので、そうした場合に価格変動に対してどのように適切なリスク管理を行っていくかということが不明確ではないか。こうした現状と課題があると考えてございます。

それらに対応いたしまして、方向性といたしましては、まずは現に行われつつございまず当事者間での協議を通じたリスクへの対応というものを建設工事に関する請負契約全体

に広げていく。それによりまして取引事業者全体のパートナーシップを作るという観点から、1つには情報の非対称性の解消、もう一つは価格変動等への対応の契約上での明確化、これは透明化と称してございますが、さらには当事者間のコミュニケーション、こうしたことを制度的に担保していくことが必要であると考えてございます。加えまして、こうした制度を建設業の所管行政庁、国土交通省、都道府県になりますけれども、徹底されるための仕組みの構築が必要であろうというのが目指すべき方向性になるかと考えてございます。

それらを踏まえまして4ページでございますけれども、具体の措置でございます。4ページには情報の非対称性の解消の関係、規定させていただいてございます。3つございまして、1つは建設工事に影響を及ぼす事象に関して見積り時、契約締結前に受注者から注文者に提供することを義務化する。2つ目といたしまして、請負代金の内数として含まれます予備的経費、これが含まれている場合にはどの程度の変動幅なのか、また、含まれていない場合については、どういった積算の前提で資材価格などが設定されるかといったような予備的経費に関する事項を契約書に明記していく、こういったことをガイドライン等に記載すること。3つ目といたしまして、オープンブック・コストプラスフィー方式の標準約款というものを制定していく。こういった制度改革の内容というものが、これまで御議論いただいたかと存じます。

これに対しましてこれまでの御議論を通じて、例えば設計施工一貫方式におきましては契約上の問題とか発生しているといったときに、多様な契約方式に応じまして提供されるべきリスク情報の在り方というのを検討すべきではないかですとか、もしくは個人等のプロでない発注者が納得されるための客観的の担保・立証ですとか、中小・零細企業の場合にどうするかといったような御意見、オープンブック・コストプラスフィーに関しましては、発注者の御理解をどうすれば得られるか。もしくはどのような条件、ケースの場合にこういった方式が適しているか。さらには関係者の方々が正確な原価管理等の内部統制、どのように担保していくか、そういったことについて検討が必要であろうといった御意見を頂戴してございます。

これらに対しましての対応方針といたしましては、1つには多様な契約形態に応じましてどのようなリスク情報が提供されるべきか。また、そうした情報の客観性、合理性の担保ですとか立証の在り方について整理していく。さらには、受注者が小規模事業者である場合にリスク管理、随時の原価管理の対応能力に課題を抱えている場合について、そうい

った場合は情報提供をどうすればいいかですとか、もしくは発注者が個人の方で非対称性などが顕著である場合に、例えばCMRなどを活用していくことを検討していくべきではないかといったこと。また、オープンブック・コストプラスフィーにつきましては、手続の煩雑性の回避ですとか、受発注間の公平性の確保といった観点を中心にどういった工事であれば、こういった契約形態が適しているのかといったことも含めて専門家、実務者の方々によりまして慎重な検討を行っていくべきといった方向性を考えているところでございます。

2つ目でございますけれども、5ページを御覧ください。価格変動への対応の明確化の関係でございます。こちら3つ、制度改正の内容がございまして、1つには受発注者ガイドラインにおきまして、これまでは民間約款又はこれに準拠した契約を締結することが望ましいと書いてあったものを基本とするといったことを明記するという。2つ目といたしましては、契約工事請負契約の書面の記載事項を定めました建設業法の規定のうち、資材価格の変動についてどのように変更するのかということについての定めを記載する趣旨であるということを明確化するために価格等の変動もしくは変更に基づく請負代金の額、工事内容の変更に関する定めということを法定記載事項として明確化していく。それに伴いまして現状の民間約款第31条、請負代金の変更を求める場合を規定してございますが、こちらにつきまして文言を含めて解釈を明示していく。こういった制度改正の内容を考えてございます。

これらにつきましても契約前に双方協議により合意した事項を例えば書面によって明確化するような制度を導入すべきではないか、こういった御意見をいただいております。そうしたことを受けまして、対応方針といたしまして契約締結時にどのような合意事項が明確化されるべきかについてきちんと整理をしていくといった対応を考えているところでございます。

そして3つ目、コミュニケーションの関係でございます。6ページを御覧ください。こちら、4つ書かせていただいておりますけれども、1つには実際に請負代金、工期に影響を及ぼすような事象で予測不可能のようなものが起きた場合に、受発注者が誠実に協議すべきであるということ法定化できないか。2つ目といたしまして、発注者による不当に低い請負代金の禁止、これ、法律の建設業法19条の3に規定してございますが、これまで公正取引委員会が独禁法に基づく枠組みで対応していたところにつきまして、国土交通大臣等、これは都道府県を含みますけれども、建設業の行政主体が民間事業者を含め

て勧告できるようにしていく。

さらには、その19条3違反に係る警告、注意といった行政是正措置の前段として行政指導を円滑に行うために、こうした不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型というものをあらかじめ整理して公表する。さらには、請負契約に関する情報というものを広く調査・整理して公表できるように法令上の根拠を置くとともに、契約の是正のための組織体制を行政において整備していくといったことを考えているところでございます。

こちらにつきましては、委員の皆様方から、例えば受発注者間で主張に相違が生じている場合には、建設工事紛争審査会を活用していつてはどうかですとか、あとは、逆に様々勧告など行っていくに際して自由な経済活動を損ねる可能性が懸念される、はたまた受発注間、元下間、同じ建設工事の請負契約といっても関係性が異なってくる場合について、萎縮などが起こらないような整理が必要ではないか、こういった御意見を頂戴してございます。こうしたことを受けまして受発注者間の主張に相違が生じている場合におきまして、建設工事紛争審査会の活用ですとか円滑な解決を図るための方策について検討していくですとか、あとは、その不当に低い請負代金、違反につながるおそれのある行為類型を整理するに当たりましては、自由な経済活動を阻害しないことですとか、あとは、受発注者間、これは基本的に協働して建設工事を施工する元下間の関係とは立場が異なるといったようなことに十分留意しながら、こういった行為類型の整理というものを行っていきたい、このように考えているところでございます。

そうしたことを受けまして、最終的にこれらの制度改正を行った形の仕上がりと申しますか、その図が7ページでございます。これ、従前、第2回、第3回でも提示させていただいたものでございますけれども、すごくシンプルなイメージにさせていただいてございます。もちろん契約に応じて変わってくるものではございますが、全般といたしましては、まず見積り時契約締結前に影響を及ぼす事象に関するおそれというものを受注者から注文者に提供することを義務化するとともに、契約の中で変更に関する定めですとか、予備的経費に関する事項を契約書に明記する。こういったことを通じまして受発注者間での情報の非対称性、認識の齟齬というものを解消していく。

さらには、実際に事象が起きた場合に受発注者間で誠実に協議をしていただくということを法定化することによりまして、当事者間のコミュニケーションを制度的に担保していく。こうしたことを行っていただく上で不適切なものに関しましては、国土交通大臣等に

よる勧告等を通じまして実施していく、そういった絵姿を描いているというところがございます。

1つ目、契約の適正化関係に関しましては、以上でございます。

【小澤委員長】 御説明、ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

【東委員】 日建連の東と申します。適切なリスク分担につきましては、受発注者間のコミュニケーションを促す措置を講じることで適切にリスクを分担し、よりよいパートナーシップを構築することを制度的に推進することにつきましては、大いに賛同するところでありまして、パートナーシップ強化に資する協議や適切な情報共有につきましては、日建連としてもしっかりと協力してまいりたいと思っております。

また、これらも受けまして請負契約に係るリスク分担に関しましては、日建連をはじめ、業界のほうの主張をかなり聞き届けていただきまして感謝しているところであります。とは言いながら、冒頭にもありましたけれども、契約は個社に関わるものですので、単に物価上昇の部分だけではなくて、適正な工期であるとか、妥当な支払い条件だとかいうことについても契約の中では歴史的な慣習に縛られることなく是正していく必要もあるのかなと思っておりますので、それも含めて改善を図っていかなければならないのかなと感じているところでございます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【仲田委員】 不動産協会の仲田でございます。私どもも今回お示ししていただいた方向性については、非常に妥当なものだと考えております。ぜひ進めていただきたいと思っております。その上で若干コメントさせていただきますけれども、受注者によるリスク情報提供の義務化に関してですけれども、これ自体、情報提供自体は今まで一部でこうしたリスク情報を曖昧にして受注営業とか契約締結がなされてきた実態というのが一部あったと思っておりますので、一歩前進であると思っております。

ただ、リスク情報をただ示すだけでは、受注者が理論上、価格変動とかいろいろな可能性のあるリスクファクターを網羅的に列挙して、何かが起こった場合、発注者さん、何とかしてくださいとコストアップを要請されるだけとなってしまいかねませんので、先ほどの中にもありましたけれども、大切なのは受発注者双方がリスクと、そのための対価の有

無、程度、こういったものを十分認識した上で、その分担を双方納得の上に合意するということでありまして、納得できない場合、契約締結を見合わせる機会を双方にとって確保することが大事なのではないかなと思います。

その上で、民間工事では多様な契約形態、リスク分担の方式がありますので、第2回で私から申し上げましたように、受注者からの説明を踏まえてリスク分担について合意した内容を契約の前提趣旨として書面化することが非常に重要だと考えております。また、価格変動に応じて工事代金を何らかに変動させるような合意というのみなされるとは思いますけれども、こういった場合には、実際に支出した金額について、それが受注者として最善のプロセスを経た結果なのかどうかを下請代金の領収書等のエビデンス付きで発注者に示すような、そういったプロセス、手続も必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【西野委員】 京都大学の西野です。6ページの⑨、制度改正の内容ですけれども、行政指導を円滑に行うために不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型をあらかじめ整理、公表するというところですか。少し懸念いたしますのが、行為類型ということになりますと、その行為の主体が特定される必要があるかと思えます。ですが、これまでの議論ですと、不当に低い請負代金になっているという状況、プロジェクトの実態に対して指導をするということになるかと思えます。

ですので、行為類型というふうにしてしまっていて、こういうことを指示したとか、こういうことを明言したであるとか、そういう行為が明確に特定されなくても、実態、状況として不当に低い請負代金になっている。それは金額のことだけではなくて、プロジェクトの難易度とか、工期とか、総合的に判断されるべきことと思えますけれども、そういうプロセスを踏まえた実態について類型化するということが必要かと思えますので、「行為類型」という言葉に対して少し懸念がありましたので申し上げさせていただきます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

どこかのタイミングで事務局からの対応、今後の対応方針についてお伺いしますのでお願いします。

オンラインで手が挙がっております。それでは、蟹澤先生。

【蟹澤委員】 オープンブック・コストプラスフィーということについて、全体で見て非常によく難しい問題をまとめていただいております。オープンブック・コストプラスフィーのところについてのみ一言申し上げさせていただきたいと思います。

今のプロセスの、新しいプロセスだよというような絵を見ましても、設計施工分離、Design Bid Build、DBBとも言いますが、もう大前提となつて書かれているように見えるんですが、それも公共工事におかれましては、設計変更はちゃんと手続が要るということで、多分、Design Bid Buildということが前提のままで御検討を進めているのかと思いますけれども、英米で言うところのオープンブック・コストプラスフィーというのは、Design Bid Build方式では行われなないというのが一般的です。

今回、設計問題にはあまり踏み込まないということだったと思いますけれども、私、何回か発言させていただいているとおり、コスト問題と設計の問題というのは、特に民間工事では簡単に切れない問題ということがありまして、もしオープンブック・コストプラスフィーを御検討されるのであれば、やっぱり設計問題、例えば英米で言うところのCAマットリスク方式は実施設計デザインビルドが前提でありますし、あと、最近ではプログレッシブ・デザインビルドという方法もあるのですが、これは発注者や専門工事会社も入って、徐々に設計を決めていく。そのときに施工者のいろいろな技術や知恵を入れていくというところで、プレコンストラクションサービスとかという言い方もしますけれども、要するにそれをやらないと、設計が確定しないと、オープンブックというのはいけませんから、今回、設計問題はメインの検討課題ではないと承知をしておりますけれども、オープンブックとコストプラスフィーという言葉を出すからには、将来の検討課題として、その設計の在り方とか、設計と施工の間の在り方とか、現在の設計変更の手続のこととか、それについても将来の課題という形でもいいのですが、ぜひ頭出しはしておいていただく必要があるのではないかなと思います。

デザインビルドというと、また勘違いされるのですが、日本で行われている古典的な、ゼネコンが全部請け負うようなデザインビルドとも、また、欧米でこれ、ちゃんと制度化もされていますので、ぜひ将来の検討課題として、そのようなことで整理を、どこかに一言、そんなようなことを入れていただくとありがたいなと思って聞いておりました。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

岸上先生、聞こえていますでしょうか。

【岸上委員】 ありがとうございます。聞こえています。お取りまとめ、お疲れさまでございます。この議論は、建設業を持続可能にするための担い手の処遇改善や働き方改革の取り決めに目的として、請負契約全般を議論している状況だと理解いたしております。請負契約全般という観点から、ここに挙げていただいた内容の各項目それぞれについて、発注者と元請受注者との契約か、元請、下請間の契約なのか、あるいは、受注業者、下請業者と現場の作業者の契約ないしは雇用関係なのかということを明確化し現状分析していただき、そのどの部分がうまくいっていないのか分析いただき、どのように改善していくかということ特定して議論を進めていただけるとありがたいと思いました。

4ページ目について、先ほどもお話に出ましたが、多様な契約形態ということで、まずは設計施工分離方式なのか、一貫方式なのかといったような形式的な区分が話題になっております。それに加えて、実態面に即して設計管理業務の独立性が実質的に担保されているか否かといった観点もあり得るように思いますし、土木工事とか建て売り住宅などのように比較的標準化しやすい工事と1つ1つ個別性のある建築工事のように固有で標準化しにくい工事といったような区分もあり得るのかなと感じました。また、発注者ないし受注者の概念的属性で分業して検討するといったことも考えられるように思いますので、参考にさせていただければと思います。

それから、6ページ目の双方の主張に相違が生じている場合、建設工事紛争審査会に持ち込むという記載に関連いたしまして、こちらは対象とする契約の範囲は請負契約全般と理解しますので、受注者、発注者として、施主と元請の契約だけでなく、元下関係の契約も入ると考えておりますので、その点について明確にさせていただくのが良いと思います。時間軸についても、どの段階、例えば、契約締結前なのか、業務実施前なのか後なのか、引き渡し前なのか後なのか、代金支払い時なのかといったことも特定して議論して整理していただければと思います。

また、双方の主張に相違が生じている場合をどのように把握するのかということは非常に重要なポイントかと思っております。その点を整理しないと、後付けの対立になってしまったり、硬直的な制度になるようなリスクがありそうで懸念をしております。さらに、公的機関の行う勧告につきまして、注文者が不当に地位を利用して、通常必要と認められる原価に満たない請負契約で契約するという可能性については、私の感覚では民衆の契約自由の前提の中で起こるとすれば、発注者、受注者という契約よりも、元請、下請間の契約で起こることが多いのかなと感じておりますが、その点も整理していただければと思

ます。

個人とか小規模発注者に対して、逆に受注者側が強い立場で不当な地位を利用して高い価格で契約するといったケースをどう救済するのかといった点も頭の隅に置いて検討していただければと思います。前回委員会でも申し上げましたが、民間の契約について公的機関が関与して勧告等を行うことにはなるべく慎重であってほしいと思っております、自由な経済活動を阻害しないために十分な周知を行い、勧告等の措置については十分に説明された法的な根拠のもと、公平な立場で、エビデンスベースで監督側が責任を持って進めていただきたいと思っておりますし、勧告等に至る前段階で双方のコミュニケーションや、説明の機会を設けて当事者間での解決を促すなどの配慮を期待したいと思っております。

最後に質問になるのですが、請負代金の内数として予備的経費といった記載がございます。こちらの記載は、私としては少し驚きで、見積書の内訳が提供されずに工事契約が締結され、また、その工事が進んでいってしまうということが多いということなのでしょうか。もしそうであれば、まずはそれを改善していくということが議論の出発点になるのではないのかなと思われました。

以上でございます。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで事務局からの回答をお願いしたいと思います。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、東委員からいただきました御意見の中で、物価上昇だけではなくて工期ですとか支払い状況についても是正していくべきであるといった御意見を頂戴してございます。工期の話、また後ろのほうでも出てまいりますけれども、今、これ、物価上昇のところを起点といたしましてリスク分担、どうするかといった議論をさせていただいてございますが、具体の制度の中で6の⑩というところで、幅広くいろいろ契約関係、調査して、その是正のための組織体制を整備するといったことを書かせていただいておりますが、各項目ごとに、この項目というのは出てまいります。

すなわち、請負契約、当然、物価上昇の関係だけではございませんで、全般として適切な条件、それは金額ですとか工期も含めてなっているかといったことをきちんとやっていくということが建設業として適切な施工を担保していく、さらには当然、持続可能な建設業を作っていくためには必要だと考えてございますので、そういった御指摘いただいたところも含めて、適正な契約というのはどうあるべきかということについてきちんと取り組

んでまいりたい、このように考えているところでございます。

また、仲田委員からいただきましたところ、例えば合意した内容を契約時に明確化するですとか、あとは受注者として、その増えたコストというのがきちんと最適な、ベストパフォーマンスなのかといったようなことについての御意見だと承知してございます。こちらについては、このまとめの中にも入れさせていただいてございますけれども、それをどう客観的にというか、エビデンスとしてやっていくかということをしちゃんと示していくということが必要だと考えてございますので、そちらについてはきちんといろいろと運用の整理をさせていただきたい。このように考えてございます。

また、西野委員からいただきました行為類型ではなくて、状態というものを是正すべきではないかといった御意見をいただいております。おっしゃるとおりで、是正すべきというのは、不当に低い請負代金になっているという状態を是正すべきだと考えてございます。ただ、そこで、その前段として、なぜそのような状態が出てくるのか。例えば現行の条文で申しますと、受注者が自身の地位を不当に利用してという行為があって、不当に低い請負代金ができています。そういった状態があると考えてございます。ですので、こういったことをやっていくと不当に低い請負代金につながりますよといった行為という形で示していくのがいい。その上でももちろん状態、こういった状態が発生するということをし正するのがいいのか、それとも少し状態というのを別の切り口で分解してやっていくのがいいのかといったことについては、引き続き考えていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

あと、蟹澤先生からいただきました、特にオープンブック・コストプラスフィーをやる際に、設計と施工の関係性でございませうとか設計変更の問題というのをどう解決する必要があるかということについて、おっしゃるとおり、これも様々な形態に応じて整理しなければならないとスライド上、書かせていただいておりますけれども、その上で、ただ、リスクに関する対応だけではなくて、恒常的に生じ得るようなこういう場合にどうすべきかといったことについても考えながら整理しなければいけないと考えてございますので、こういった観点も含めて整理をさせていただければと考えているところでございます。

あと、岸上委員からいただきましたところにつきまして、1つには、基本的にこの、今、制度改正といったときに建設業法及びそれにぶら下がるもろもろのガイドライン等を考えてございますけれども、基本的には建設工事の請負契約というものを律する法律になってございますので、受発注者間の契約であっても、元下間の契約であっても対象になると考

えてございます。ちなみに、下請と雇用者の契約になってきますと、労働法規の関係とか出てくるので違う場合がございますが、基本的には建設工事をやる契約というのが全て含まれてくるとお考えいただければと考えてございます。

その上で、御指摘いただいたような設計管理業務がちゃんと独立しているのかですとか、建て売りのような場合どうしていくか。はたまたタイミングをどういうふうにかけていくかですとかいったことについては、もろもろのやり方を整理していく際にきちんとこういったことも考慮してやらせていただければと考えているところでございます。ただ、一方で、おっしゃるとおりで全部が対象になるとはいえ、受発注者間である契約の場合と元下間の場合で契約の内容であるとか、その結果起こる事象みたいなものは多分ずれてくる。また、力関係みたいなものもずれてくるといふ部分があると考えてございますので、そういったところも考えながら整理をさせていただきたい、このように考えてございます。

さらに、勧告については、エビデンスベースで慎重であるべき、これは我々も全く同じことを考えてございまして、もちろんエビデンスを集めた上で、客観的に、総合的に判断した上で勧告すべきものなのかどうかというのはございますけれども、その前段として警告ですとか注意ですとか、まずはきちんと当事者に、いきなり法律上の処分のような話ではなくて、きちんとコミュニケーション、当事者とコミュニケーションした上で是正をまず求めていって、最終的に不適切なものについては法令上の処分のような形につなげていく、こういった運用をしていかなければならないと考えているところでございます。

あと、御質問としていただきました請負代金の内数として予備費があるのかという御質問についてなので、出てこないものなのかということなのでございますが、これ、契約上で、私どもの理解といたしましては、例えば契約がダーツといろいろな項目があつて、最後に例えば予備費が幾らですといった形というよりは、例えば原価のところと言うと、現行の物価水準が、現行の、例えばある原材料の費用、原価があつた上で、それに想定される物価変動の水準ですとか、そういったものが含まれて内訳書として、例えば契約上で明示されていくといった形になってございますので、予備費という、何というか、勘定項目というか、項目がないものの、契約の中には当然含まれていて、それが前提で受発注者間では御議論がなされている。このように承知しているところでございます。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、今の事務局の回答について改めて質問いただく方も含めて、ほかの御意見を

いただければと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

【青木委員】 住宅生産団体連合会の青木と申します。先ほど先生からもありましたように、個人、特に住宅の場合は発注者が個人ということもありますので、そういった個人の発注者と元請間との請負契約と、それから、元下間、下下間の請負契約というのは全く別物になりますので、やはり区別して、整理して考えていただくということは必要かと思えます。

また、リスク分担についてですけれども、やはり住宅であれば住宅生産に携わる元下間、下下間、こういった全サプライチェーンでこれを負担していくというのは当然必要な話だと思いますが、ただ、この場合、やはり個人の発注者の場合、その発注者に対して足りなくなったから余分にお金をくださいというのはなかなか言えないというところがありますし、また、個人相手ですと、言いつらいですけれども、なかなか合理的に話を進めるということだけで進まないというところもあります。そういった意味合いではなかなか、住宅の場合で言うと、発注者負担までそれをお願いするというのは難しいということは御理解いただきたいと思えます。

それから、契約書についてですけれども、現状の契約書ではやはり不十分であるから、今回、制度も改正しようという流れだと思うのですが、残念ながら住宅業界では大手は別としても、やはり中小の工務店さんだとか零細企業に関して言うと、紙面による契約書の交付が100%なされているかということ、なかなかそうもいなくて、いまだに契約書なしで口頭といいますか、今までのなあなあの流れで進めていくというものもまだまだ残っています。そういった意味合いで、ボトムアップ、こちらのほうも何らかの形で進めていくということが必要ではないかなと考えます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【丸山委員】 株式会社山下PMC、丸山でございます。制度改正の内容等につきまして、おおむね賛成をしております。受注者と発注者の間に入りましてプロジェクトを進めてまいりますコンストラクションマネージャーといたしましても、この制度化によりまして随分仕事が円滑化していくのではないかと考えてございます。

1点だけお願いをしたく存じます。制度改正の内容につきましては、非常に理解ができております。5ページです。資材価格等の変動に伴う請負代金の変更方法等を定めた条項

を契約書に明示することについて、受発注者間での円滑な契約締結を図るため、契約締結時にどのような合意事項が明確化されるべきかについてだけでなく、実際、価格変動があった場合の生産をする際に、どのような資料というか、先ほど不動産協会様から実際、オープンブックのような領収書のようなものも全て出してもらうべきではないかというお話もございましたが、受注者として、こういったものを提示して発注者と誠実に協議をなささいというようなガイドラインの検討もいただけると大変ありがたいと思います。

実際問題といたしまして、既にテーブルに着いている発注者は、本当に善良な発注者が多くございます。ですけれども、受発注者双方の主張に相違が生じてくる場合は、紛争審査会の活用と書かれていますが、私ども現場でやっている人間たちの実感としては、もう全てのプロジェクトで相違が生じているというような状況でございますので、双方の納得、例えばあるインフレーションを超えた場合には、きちんと発注者側も支払うべきであるということを民間の事業者も理解をされる場合もございますし、もろもろの状況の中から、発注時に例えば10%のインフレーションまでは飲み込んでほしいということをはっきりおっしゃる方もいらっしゃいます。その辺は民衆の契約の自由度だとは思いますが、それを超えたときを、どうやって証明するのか。リスクプレミアムの率が本当は2割入っていても5%ですとおっしゃる受注者がいたとき、どうやってそれを見分けるのか。発注者側に、それは絶対に無理だなというふうにも思いますし、実際、これはもしかしたら公共工事、自治体の公共工事から始めていただいても結構かとは思いますが、どういうルールでやっていくのか。どういうふうに双方が誠実に協議をするといった場合、発注者もですが、受注者側も誠実に御説明をいただきたいというのが、今現場でやっている我々の本当はかなり強い要望ではございます。なかなかそこがまとまっていかないというのが、今、建設市場の中でも一番問題であると我々も思っておりますので、ぜひともガイドラインで結構でございます。こういったものを提示して生産をすべきなのかということをお示しいただけると大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、事務局、何かございますでしょうか。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、青木委員からいただきました話、サプライチェーン全体で考えるものの、例えば個人の住宅を注文される方に後から追加で請求するのはなかなか難しいとか、合理的に話が進んでいかないといったようなことの御指摘をいただいております。

この点につきましては、前回、御議論いただいたところでございますが、一義的には受注者がなかなかリスクを全部負いきれないというときにあらかじめ情報提供とかをした上で協議をしていきたいと思いますという、今回、制度改革を考えてございますけれども、その受注者として上がったときにリスクをちゃんとみんなで案分できるようにしたいというときに、入り口のところから受注者の方がどこまでそれを取りに行くのかという対応の問題もあるのかなとは考えてございますが、いずれにせよ、必ず全部提供して、協議をしてということまで義務化するというわけではございませんで、あくまでこういったフローを作っていくって、ちゃんとみんながリスク分担する。まずは枠組みを作ろうということが今回の主眼になるのかなと考えているところでございます。

また、丸山委員からいただきました合意事項の明確化だけではなく、生産のための材料というところにつきましては、私どもも全く同じ認識でおりまして、例えば今、公共工事、スライド条項を適用する際には、きちんとどういうものが、領収書のたぐいですとか、発注書のたぐいですとか、そういった書面を出すとか、そういったことをやっているところでございます。同じように今回、この民民の契約においてもこうしたことをやっていくに当たりましては、先ほど資料でも御説明して申し上げましたとおり、客観性、合理性みたいなものをどう説明していくかということが鍵になると考えてございます。ですので、公共工事で行っていることも含めて、具体例も含めて御指摘のとおりガイドラインの中でどこまで示していけるか。網羅的にはなかなか契約形態、いろいろございますけれども、できる限り具体例をもって示せるように、このようにしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、一旦ここで次の論点に移らせていただきます。適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保ということで、資料の説明をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】 引き続きまして建設業課、御手洗から御説明させていただきますが、まず8ページのところ、これまで賃上げとさせていただいたものでございますけれども、これまで御審議いただいた内容も踏まえまして、「適切な労務費、賃金行き渡りの確保・担保」というタイトルに変更させていただいてございます。

その上で9ページを御覧いただければと存じますが、まず現状、課題といたしましては、例えば公共工事設計労務単価、11年で65%程度上昇してございますけれども、これを

きちんと現場の技能労働者の方まで行き渡っていくことで、さらなる賃金水準の上昇による好循環を作っていくといったことが重要だろうと考えてございます。一方で、建設工事におきましては、材料費等を削減することが困難でございまして、価格競争の原資というのが労務費ですとか法定福利費に限られやすいので、競争の中で技能労働者の処遇がしわ寄せを受けやすく、また、処遇改善に積極的になった結果、そうした企業が競争上不利になっているという状況があるかと考えてございます。こうした状況が生じております背景といたしましては、建設業、受注産業でございまして、そうした受注した金額の中で、賃金を決定せざるを得ず、結果として適正な原資の確保はできなくなっているといったような事情があるのではないかと考えてございます。

そうしたことを受けまして、目指すべき方向性といたしましては、まず担い手確保のために学生の方ですとか、未来の入職者も含めて魅力的な業界となるように適切な賃金の支払いが不可欠である。そのために賃金支払いの適正化ですとか、賃金引き上げの原資となる適正な利潤、労務費が確保されることが必要でございまして、1つには適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費というものを参照して、適切に支払われるべき労務費が契約の中で明確化されまして、市況の影響を受けにくい賃金水準といったような環境づくりをしていくこと。また、適切な労務費の確保ですとか、賃金の行き渡りを阻害して出血競争による共倒れ、こうしたことを招きかねないような不当な安値での受注を減らしていくこと。3つ目といたしまして、適切な労務費の確保ですとか、賃金行き渡りの確保・担保、こうしたことの措置を講じていくということが必要だろうというのが方向性かと考えてございます。

そうしたことを受けまして10ページでございまして、まずは標準労務費の関係でございまして。労務費の相場観を示すとともに、後ほど出てまいります販売行為のようなものを規制する際の基準とするために、適切な工事を実施するために計上されるべき標準的な労務費を中央建設業審議会のほうから勧告いただくといったことを考えてございます。ここにつきましては、前回、委員の皆様から多々御意見をいただきました。例えば標準歩掛りと合わない、実態に合わないものがあるのではないかとといった御意見ですとか、あとは実際に公共の設計労務単価には設定されていないような工事種類というものもあるのではないかと、あとは、幅を持ってやるという御意見もありながら、一方で限定すると効果が限定的になってしまうのではないかとといった御意見ですとか、あとは知識、経験年数等の技能者の方のレベルに応じた賃金支払いにちゃんとひもづくようにすべきでは

ないか、こういったような御意見をいただいているところでございます。

こうしたところがございますので、まず、この取りまとめに向けてというところで、制度改正の内容といたしまして、まずはこうした標準的な労務費というものを勧告していくことというのが大きな柱になると考えてございます。その上でなのですけれども、今後の検討事項といたしまして、実際に算出するに当たりまして、例えば設計労務単価に実際、歩掛りを生じる方法によりまして単位施工量当たりの金額として算出するといったこととかが、もしくは様々な工種ごとに歩掛りが細分化されていることも踏まえまして、工種によって幅を持たせた形で勧告するといったこととかが、その計算に用いる標準的な歩掛りの設定に当たりましては、実態に即しているかですとか、設定されていないような工種に係る算出方法なども含めまして、実際の受発注者の関係者の方々からも十分に意見を聴取して検討していくこと。

その際に目的でございます労務費の相場観ですとか、廉売行為の判断基準とするような機能を損なわないかにも留意しつつ、例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告していくといったような対応ということについても考えていくということを考えてございます。いずれにせよ、標準労務費の具体的な範囲、内容につきましては、この中央建設業審議会、実際に勧告いただく主体の下にワーキンググループを設置いたしまして、技能労働者の方の能力・経験に応じた賃金支払いの実現に十分寄与できるように留意しつつ、幅広く合意を得ながら考えていきたい、このように考えているところでございます。それと併せまして、必要な、適切な労務費の確保のために標準見積書等を活用いたしまして、労務費の内訳を明示するような取組ということも引き続き続けてまいりたい、このように考えているところでございます。

2つ目の話といたしまして11ページでございますけれども、労務費を原資とするような廉売行為を制限するために、受注者が不当に低い請負代金で請負契約を締結することを禁止して、行政主体からの勧告等によりまして実効性を担保していくといったことを考えてございます。こうした標準労務費を参照した適切な賃金水準の支払い確保するために、1つは、後ほど御説明いたしますが、建設業者に対しまして労働者の適切な処遇確保に努めるようなことを求めていると考えております。加えまして標準約款の中で、契約の中で表明保証ですとか、賃金開示の合意に関する条項を追加していきたい、このように考えているところでございます。

④は先ほど申し上げましたとおり、これに伴う契約の調査等々について行うというところ

ろでございますが、こちらにつきましては、まず前回までの委員の大きな御指摘といたしましては、賃金の行き渡りの確認については公共、民間を問わず実施していくべき。それには見える化を考えていくべきである。そうしたことについて行政のほうでも調査するような制度を設けるべきではないか。こうした御意見を頂戴しているところでございますが、対応といたしまして、こうした不当に低い請負代金の禁止、運用するサインといたしましては、その標準労務費を一定程度下回るような労務費を計上して締結された契約をまず抽出する。その方法を検討することが必要であると考えてございます。

さらに、こうした抽出された契約全てを勧告の対象とするのではなくて、あくまで標準労務費を基に抽出されたものを端緒といたしまして、それが本当に廉売に当たり得るのかということを総合的に調査した上で、不適切な契約に限って是正措置を講じていくとすることで適切な運用方法については整理をしてまいりたいと考えてございます。

1つポツが飛びますけれども、賃金支払い実態の見える化、行き渡りの確認に関しましては、公共、民間問わず、下請の方も含めて賃金の支払い状況ですとか、実際に働いている方がどのような配置、施工体制になっているかということ、方策を併せて検討していくと考えてございますが、まずは公共工事におきまして、発注者たる公共と元請の関係ではなくて、下請業者の方も含めて発注者に賃金開示を行った上で、賃金の支払いの適切な実態把握を行う取組というのを検討していきたいと考えてございます。

これをやるに当たりまして、1つ上の緑のところになりますけれども、やはり行政のところではいろいろ調べていくに当たりまして、なぜこれを協力しなければいけないのか、なぜこれをやらなければいけないのかといったことについての御理解を建設業者の方々からもいただくということが1つありますけれども、さらには大上段といたしまして、もともと建設業法、適切な施工ですとか、業法の健全な発展ということをうたわせていただいている法律でございますけれども、加えて建設業者全体に、その業の適切な発展という観点で、労働者の適切な処遇確保にも努めていただきたいといったことを制度の内容に入れ込みたいと考えてございます。ですので、まずは、建設業として、そういった適切な処遇確保をやっていかなければいけない。その上で、それを実効性あらしめるものとするために、こうした賃金支払いの実態の見える化、そうしたことをツールとしてやっていく、そのような形にしていきたいと考えているところでございます。

少し長くなりましたけれども、併せて実際にその賃金が行き渡っているかという確認をするに当たりまして、簡易に確認できるようなシステム、仕組みというものをICT活用

を含め、検討していくことができないか。こうしたことについても考えているところがございます。そうしたもろもろの施策を講じた上で12ページでございますけれども、今申し上げますとおり、1つには不当に低い請負代金というものの契約締結というものを禁止することで不当な安値での受注を減らしていくということと、あとは、その計上されるべき標準的な労務費をきちんと中建審が勧告していただく。それによりまして相場観ですとか、販売行為を規制する際の端緒のための基準としていくといったことがあった上で、まずは標準労務費がきちんと一番下のところまで行き渡るようにしなければいけないと考えてございます。

そうした上で実際に雇用者、確保されている企業、さらには元請の方々も含めてでございますけれども、建設業者全体で適切な処遇確保に努めるという観点に基づきまして、例えば実際の契約の中で表明保証、賃金開示の合意に関する条項などを標準約款に基づいて契約の中に入れていただいて、標準労務費が確保された上で、それに基づく適切な水準の賃金の支払いというのを確保していきたい。さらには、それを実際分配するに当たっては、例えばCCUSのレベル年収を御参照いただくなどして、企業内で適切な賃金分配が行えるようにしていく、そういった絵姿を描いてございますし、こうしたことを担保していくために行政のほうでも公共工事、民間工事問わず、支払い状況等について確認するための方策というものを講じていきたいといった全体像を描いているところでございます。

2つ目につきましては、以上でございます。

【小澤委員長】 御説明、ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、お受けしたいと思えます。どうぞ。

【荒木委員】 建設業協会の荒木です。私は過去3回の会議にも出させていただきまして、全体の方向性について理解もし、楽しみに思う気持ちもあるところでありますけれども、今までもどちらかというと、取り決めの1つ1つの詳細を進めていったときの先を少し懸念事項として、こういう危険があるのではないかというのを中心にいろいろな指摘をさせていただきました。今回の文言の中に随分いろいろと意見を取り込んでいただいております。大変感謝を申し上げたいとまず思います。その上に立ちまして、標準労務費のところにつきまして、特に改めて、もう一度指摘をさせていただきたいのですけれども、標準労務費の運用の前提として、ある程度精度の高い歩掛りの運用が大前提になっているというところが一番懸念でもあるところであります。

標準労務費を下回るという話をされていますけれども、それは歩掛りが、精度が高いと

いう前提になるので、例えば極端に言えば、標準労務費より何割も高い労務費を払っても原価割れする場合もあるわけです。それは歩掛りを間違えているからということもあるので、今回、そういう意味では、実態に即した歩掛りの見直しをなさるということで書いていただいていることは大変感謝いたしますけれども、ここは相当気を入れて、例えば現状の取り決めをした歩掛りがまず正しいのだということからスタートしてもよくないと思いますので、もう少し官民挙げて、ある程度精度の、納得のいく精度の高さの歩掛りというものがどうやって組み立てられるのかというようなこと。それから、状況によってどれだけ変化させられるか。状況を織り込めるかということについては、ぜひ皆さんで深い検討をしていただきたいと思います。ここがずれると全体の制度の前提が崩れるようなところに、僕はなるのではないかなという心配をしています。

それからもう一つ、労務費の明示の話が出てきますけれども、これも公共工事ではあまり懸念事項がなくて成り立つのかなと思いますが、これを取り組む趣旨は、広く民間工事にまで展開しないと、私は意味がないのではないかなと思っておりまして、そうすると、民間工事の中で労務費の明示が発注者へ行くということについては、相当、例えばどちらに見せるのか。例えば直接的に発注者に生で見せるのがいいのかどうか。見せる場所は、例えば監督官庁に見せるとか、そういうことも含めて見せ先、それから、示し方、この辺の議論もしないと、前も指摘をさせていただきましたけれども、明示すればするほど値引きの交渉の材料にされるのが民間市場でありまして、いわば発注者も高い理念に基づいて発注されている公共工事とは、ちょっとそこの立脚しているところが違いますので、その辺のところはぜひ念頭に置いて考えていっていただきたいと思っております。

私からは以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【岩田委員】 建専連の岩田です。よろしくお願いします。これは大分整理がされてきて、私も大分勉強になりましたし、こうあってほしいなと思うのですが、問題は、ここからどうするかという議論はワーキングで詰めていくとして、これをどう実効性を持たせるかということだと思っております。我々は元請さんとの現場の所長とのテーブルでいろいろな話をできて、よく分かるのですが、上から見て駄目なら横から見て、いろいろな解釈で下げるような要素で、ここが安いからこれに合わせというようなことで今まで合わさせられてきて、こういう状況になっているわけですね。ですので、ぜひとも法律

でしっかりと明文化していただいて、実効性を持たせるようにしていただきたい。

これはやっぱり元請さんからも、もう発注者の方も同じだと思うのですが、コンプライアンス、しっかり守っていけよという、これがコンプラ違反になるのだということを示していただいて、実効性、そうしないと我々、現場へ行ってもなかなか、残業規制と一緒に、24年問題があつて騒いでいますけれども、いまだにバンバン残業して、夜遅くまで現場はやっているわけですよね。あと半年しかないのにその状況なわけです。ですので、このお金についてはやっぱり、労務費を原資とした廉売行為を制限するという理念の下に、ぜひとも優秀な企業が潰れないように、時間軸の話も前もさせていただけましたけれども、もう暇になってきている県とかブロックが出てきていますので、そういうところはどんどん値下げ行為に入っていますから、ぜひとも実効性を持たせるために明文化をしていただきたいなと思います。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。そちら、どうぞ。

【堀田委員】 堀田でございます。標準労務費についてですけれども、資料の10ページになります。対応方針で何点か挙げていただいている中の下から2点目になりますけれども、「技能労働者の能力・経験に応じた賃金支払いの実現に十分寄与できるよう留意しつつ」ということで、今後のワーキンググループで検討していくという方針を挙げていただいています。私自身もこういったことが必要ではないかと申しましたので、そういったことを反映していただいたと理解しています。実際にこれを行うときに、当然、考えられる選択肢としては、技能労働者の能力・経験のレベルに応じた、レベルごとの標準労務費を定めるという選択肢は当然検討されるべきかなと考えます。一方で、そのことについての幅広い合意が現時点で得られていないとすると、それを今後設置されるワーキンググループにて検討するという、その方針には異存はございません。

一方で、これ、先ほど委員からもお話があったように、実際、どうやって定めるかということについてのプロセス、これは非常に難しいものになっていくのだろうと思いますけれども、現時点で、そのプロセスを見越して、この小委員会の場で合意できること、あるいは議論すべきことがあるのであれば、現時点で議論すべきかなとも思う次第です。そういった観点から申しますと、先ほどの御指摘にもあったように、これは実際にこれを決めようとする、元となる労務単価にしても、歩掛りにしても、状況、あるいはそのスキル

によって様々に分布をしているということがあるかと思えます。もとより公共工事の設計労務単価はレベル別に定まっていなわけですから、これを新たに定めようとするれば違うやり方で行わなければいけない。このための情報をどのように集めていくか、それを共有していくかということが課題になるかと思えます。

既にこの同じ資料の中で、それぞれの受発注者等が協力して、そういった情報を収集してはどうかということが書かれておりますけれども、別の文脈で、既にこの資料の中にも挙げていただいている事項で非常に関連が深いものがあるのではないかと思うので申し上げます。この後のページになるのですけれども、資料の16ページになります。これは生産性の向上のところ、主な意見のポツの3つ目になるのですけれども、「施工体制の確認などについては、例えばCCUSに蓄積された情報を従来の目的だけでなく、関連した目的のために情報連携して活用していくことなども検討すべき」という記載について、既にCCUSで、API連携で、様々なこれに類するような情報が蓄積可能な状況になりつつあるように思います。これをどのような目的のためにどうやって情報共有していくかということが、こういった標準労務費をどのように定めるか、定められるかということに直接的に関係してくるかなと考えています。ですので、これは生産性の向上のページに挙げていただいているのですけれども、ぜひ標準労務費の文脈にとっても重要な事項であるということを感じとして申し上げたいと思えます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【惠羅委員】 法政大学の惠羅です。今回の取りまとめ、ありがとうございました。賃金を建設業全体の問題と捉えて官民間問わず実行していくべきという方向性と、施策で詰めていく方向性としては非常に合意できると考えております。

大きなテーマとしての担い手確保の取組と持続可能な建設業という大きなテーマを取りまとめて掲げているということとの関連で、今回、「行き渡り」という言葉を前面に押し出したというところで、少しそこに引っ掛かりを感じまして発言させていただきたいと思えました。もともと受注産業で、受注した金額の範囲内での賃金決定というようなところから、今回は、この資料には含まれていない、前回までの資料の中では、むしろ、賃金をそこから削っていくのではなくて、賃金を確保して、むしろ、賃金のところは積み上げといいますか、標準というものをきちんと作って積み上げていくという、そういう理念が

れていたと記憶しております。

そういったときに、確かに労務費で捉えたときは、先ほどの契約の議論からの流れでは、行き渡りという言葉になるのかもしれませんが、やはり賃金の問題として捉えたときには、日本には賃金の下支えの法律の枠組みがないので、どう作っていくか。標準づくりであるとか、今議論していただいているレベル別賃金という話になると思いますので、ここは行き渡りという流れのフローの話とは別に、賃金自体を、標準を作っていくという何らかのそういうワーディングができないかなと感じました。

それはタイトル、文章内でもいいかもしれませんが、賃金といったときには、やはり契約だけの問題ではなくて、中長期的な産業を支える若手の入職者の方がキャリアに入っていくときに、自分の生計を立てていく上での賃金アップですとか、社会福祉のことですとか、やはり世帯とか、これまでの建設業では親子で継承していくという形が多かったと思いますけれども、そのように再生産、世代間再生産ですとか、職場訓練を含めた再生産という中長期的な観点も、その賃金の議論には大きく言えば入ってくると思いますので、1つ1つの契約の行き渡りというのも一方でありつつ、賃金の標準づくりということも押し出していきたいと思っております。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、オンラインで岸上先生、手が挙がっております。いかがでしょうか。

【岸上委員】 お取りまとめ、御説明、ありがとうございます。私は、ある省庁の契約監視委員も務めておりまして、その限りでの観察なのですけれども、公共工事では御案内のとおり、原則入札になっておりまして、基本的には経済的に安い価格を提示した業者が落札していると思います。近年は特に不落、不調が多い一方で、落札率が積算価格より相当程度低い状況での工事発注もあるように思います。その理由を聞いてみますと、工事の時期が落札した業者にとって繁忙期であったとか、あるいは閑散期であったというような要素があったり、技術進歩により高次的な工事ができるなど理由は様々かというような印象を持っております。

そのことから、9ページ目にありますように、直轄工事の積算に使用する労務単価を基準として考えることが適切なのか。ほかの先生方の御指摘もありましたけれども、さらなる慎重な検討が必要だと思います。その際にも繁忙期、閑散期などの経営判断について、どういう配慮をしていくのか、していかないのか。あるいは技術的な進歩をどう考えていく

のかということが影響しそうに感じました。突き詰めるところ、最終的に目指すのは不当に低い賃金の解消と理解しておりますので、関連性はあると思いますけれども、標準労務費を一定程度下回る労務費を計上して締結した請負契約を出発点とすることに若干違和感を持ちました。本来的に目指しているのは不当に低い賃金支払いの解消であることを常に置いて議論を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、ここで一旦、事務局からお願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、荒木委員からいただきましたところにつきましては、精度の高い歩掛りが必要であるとかいうところ、歩掛り、ほかの委員からもいただいておりますけれども、実態に即した歩掛りというものをどう考えていくのかということかと考えてございますので、そこはしっかり考えていきたいと考えてございます。

また、労務費の明示ですとか、公共、民間等でやるべきだけれども、どこまで、誰に出すのかといったところにつきましては、我々のほうでも、例えば先ほど申し上げました標準約款の中でこういったことをやるに当たりまして、誰にどういうふうにするのかということが適切なのかということ踏まえた上で、約款の中で示していくような形、要は、すなわち、方向性を示していくといったことをきちんと検討してまいりたいと考えてございます。

また、岩田委員からは、法律で明文化して実効性をというお言葉をいただいております。ここはきちんと制度化するに当たりまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、堀田委員から、レベルごとの標準労務費というものを検討するべきではないかですとか、歩掛りがそもそもレベル別になっていないのではないかと、そういった御意見をいただいております。ここにつきましては、今、この制度の設計として考えているところで申し上げますと、12ページのところでございますけれども、まず標準労務費というものにつきましては、きちんと労務費が削られずに確保していくということはどう確保するかという問題だと考えてございます。

それで、実際にきちんと確保された、適切な工事实施のために支払われるべき標準労務費というものを確保して下請まで行くということがまず1段階目、そのために不当廉売等、

やっているわけでございますけれども、そういったことが第1段階。その上でレベル別にどうやって分配していくかということを考えてございますけれども、ただ、そもそもそういった標準労務費を計上するに当たって、レベルごとにどうあるべきかということの御指摘だと理解してございますので、そこもしっかりと標準労務費の制度設計、考えるに当たりまして議論していきたいと考えているところでございます。

また、惠羅委員からいただきました行き渡りもさることながら、賃金の標準づくりということができないかといった御指摘だと理解しております。また、中長期的な視点もということでございますが、今申し上げましたとおりで、まさに標準労務費みたいなところで標準的な相場、標準的なところを示していきましょう。その上でそれをちゃんと企業の中でも行き渡るし、実際に雇用されている方の賃金としても払われていく、そういった形で行き渡りという表現にしておりますので、その標準的なものを示した上で、それがちゃんと個人まで、働いている方個人まで流れていくということで行き渡りという表現を作らせていただいておりますけれども、ただ、行き渡りが前面に出るというよりは、おっしゃるとおり、標準づくりみたいなニュアンスも出るように取りまとめの中で考えていきたいと考えているところでございます。

【沖本入札制度企画指導室長】 すみません、補足をさせていただきます。沖本です。10ページ目のところで標準労務費の考え方、対応方針のところまで1行目です。公共工事の設計労務単価に積算、直轄の積算で使用しているような歩掛りに乗じる方法というのが考え方の主軸ということで、これは御理解をいただいているところかと思っております。

ただ、それぞれの額にどういうものを考えていくのかということで、荒木委員、あるいは岸上委員からも、それぞれのところから御指摘がありました。設計労務単価のところは、年に1回の設定でありますから、季節性のある程度ならしたような形ということで設定がされているものだと我々としても考えておりますけれども、この歩掛りというところは、確かにその次の行にもあるように、本当に工種の中でもいろいろな形でありますし、かなり細分化している中で、どういうふうなものを使っていくのかとか、あるいは荒木委員からもあったように、様々な御意見も含めてあるのだと思っております。

ですので、この3つ目の文章で、特に住宅建築の工事などは、さらにはこれ、公共工事のようにこの歩掛りがないというようなこともありますので、そういう中でこの工事それぞれの中で、どういうふうなこの掛ける数のほうである歩掛りを考えていくかということは、改めて行政もちろんそうですし、受発注者、関係者から御意見をいただいた上で適

切なものとして、しっかり皆さんが、納得して使っていただけるものにならないと、標準労務費自体が作る意味がありませんから、そういうような形で進めていきたいと思っております。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。どうぞ。

【渡邊委員】 UR都市機構の渡邊と申します。こちらの下請への支払いの考え方、労務費の考え方というところで、取組としては理解しているところでございますけれども、懸念といたしましては、やはりこういった今まで出していないデータですとか、要は作業量が増えるといいますか、やるが増えていくということになる中で、当然、下請をいっぱい抱えている元請さんが集まっていく中で、やはりチェックをするというシステムもできますし、我々発注者側もそれをどう受け止めるかというのもございます中で、先ほどICTの活用を御検討されていると。

非常にいいことだと思うのですが、今今まだ我々も施工体制確認型などを取って発注をしているケースも多々あるのですが、やはり下請さん、どんどん小さい会社になっていきますと、ICTの活用という普及が非常に厳しくて、その上にやはり設備投資が絡むようなことになってしまうと、さらに厳しい状況にどんどんなっていくのかなというところもございますので、その辺りこういった形で下請さんにまで普及していくかということを重ね御検討していただいた上で、こういった取組を進めていただければなと思っております。次年度からの残業時間の制限なども考えますと、業務量を減らしていかなければいけないという中での取組になってくると思いますので、その点は重々よろしくお願いしたいというところでございます。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【小倉委員】 全建総連の小倉でございます。本日、御提示をいただきました対応方針につきましては、極めて妥当なものであると、そのように受け止めております。その上で賛意を示して何点か意見を申し述べさせていただきたいと思っております。

1点目は資料10ページの対応方針の5ポツ目のところであります。資料では、中建審の下にワーキングを設置し検討していく、そのように記載をされておりますが、このワーキングの役割については非常に重要だと、そのように認識をしております。こうしたこと

から、ワーキングの委員につきましては、有識者だけではなく、当事者である業界団体からもバランスよく選任するべきではないか。そのように考えているところであります。

2点目は、大変恐縮ではありますが、全体を通じての事項という形になります。今回の小委員会では、3つの論点について議論がされてまいりました。今後は賃金の部分を含めて、議論の場がワーキングに移っていくということになりますが、次回の小委員会においては、多くの業界関係者にも理解、認識をいただけるよう、中間取りまとめの概要をできれば1枚程度のポンチ絵でまとめていただけないか。

もう一つは、次回の中間取りまとめを受けまして、今後、法令など改正の具体的な準備が進められる、そのように承知をしておりますが、資料では今後のスケジュール感を読み取るのがなかなか難しいと感じているところであります。こうしたことから、持続可能検討会の提言公表以降の一連の動きを含めて、当面、想定し得る事項の概要について、しかるべき時期にロードマップを示していただけないかということでもあります。現時点においては、かなり不確定要素が多々あり、次回、小委員会のタイミングでは難しいかもしれませんが、ぜひ検討をお願いしたく思っている次第であります。

最後に持続可能な建設業の実現に向けて、各施策をスピード感を持って実行いただくことをお願い申し上げまして発言とさせていただきます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。ございませんか。それでは、事務局、お願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、渡邊委員からいただきました御意見について、やはり新しいデータを出すとやるが増えていくけれども、対応、なかなかいろいろと今後の上限労働規制なども踏まえるところがあるのと、あと対応できるレベル感みたいな、普及の方策みたいなお話だと理解しております。おっしゃるとおりでございます、我々も仕事を増やして働く時間を増やすとかいうのは、全く次の論点とも反する話でございます本意ではございません。なので、やはり大事なのは、いかに簡易に使っていただけるか、誰でも使っていただけるかということだと思っておりますので、そうした普及という観点で実現可能なようなやり方ということを考えていきたい、このように考えているところでございます。

あと、小倉委員からは全般に関する御意見を頂戴いたしました。例えばワーキングの人選等につきましては、いただいたお話を受け止めながら、きちんと人選を考えていきたいと考えてございます。また、また後ほど出てまいりますけれども、この取りまとめの概要

につきましては、私どもも広く広報と申しますか、お知らせしていくためにも必要だと考えてございますので、次回に向けて、また後ほど御説明しますけれども、議論させていただく際に概要のようなものを作らせていただいて、やらせていただきたい、このように考えているところでございます。

また、スケジュールについて、なかなか制度改正、いろいろな手続など入ってくるところがございまして、ロードマップが必要であろうと。要は、それはすなわち、業界の方々に物事がどういうふうに進んでいくのかということがちゃんと明らかになっていくべきではないか、このような御指摘だと考えてございますので、そうしたことを受け止めさせていただいて、示せるものは示していきたい、このように考えているところでございます。いずれにせよ、最後のスピード感を持って進めるということが重要かと考えてございますので、しっかりとやらせていただければと考えております。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、資料の残りにつきまして、まとめて御説明をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】 最後、13ページからでございますけれども、こちら、従前、働き方改革というタイトルで書かせていただいておりましたが、これまでの御議論を踏まえまして「魅力ある就労環境を実現する働き方改革と生産性向上」という形でタイトルを書かせていただいております。

14ページを御覧いただければと思いますけれども、こちらについては大きく2つ柱があると考えてございます。1つは当初契約で工期が短い場合ですとか、もしくは設計変更、施工の遅れなど工期中の事案によって工期が逼迫するような場合につきましては、長時間労働が不可避になるなど就労環境が当然悪化する必要がある。一方で、今、発注者に関しましては、著しく短い工期での請負契約締結が禁止されてございますけれども、受注者側では、そういった規制というのは存在していない。こうしたことが1つの現状・課題となっているかと考えてございます。

またもう一つ、生産性向上というような観点で申し上げますと、適正な施工を確保していくためには、法令に基づいた書面などを適時適切に作成いただいて、施工体制の確認ですとか、下請事業者の方々の管理の措置など徹底が必要でございますけれども、この具体的な管理方法について明確な指針ですとか規制が存在しないのではないかと。また、一方で、規制改革実施計画でも言われておりますけれども、監理技術者等の専任制度につきましてデジタル技術の利活用、働き方の多様化に対応した見直しが求められているといったよう

な現状・課題がございます。そうしたことに対応いたしまして、まず若手労働者ですとか、学生の方々、将来にわたって魅力を感じて他産業と比較しても遜色ない就労環境づくりが不可欠だと考えてございますので、特にまずは建設生産プロセス全体を通じて適切な工期の確保を徹底することが必要であろうと考えてございます。

また、ICTの活用促進によりまして、事務作業ですとか勤怠管理、こうしたことを効率化を図るですとかいうことによりまして就労環境の改善を図るとともに、適切な施工に欠かせません施工体制管理のさらなる徹底というのを目指す必要があると考えてございます。加えまして、先ほど申し上げましたとおり、デジタル技術、働き方の多様化を前提に監理技術者の専任制度などの規制を適正化・精緻化していくような見直しということが必要だろうと考えてございます。

ですので、この2つの柱に基づきまして整理をさせていただいてございますが、まずは15ページでございます。先ほど申し上げましたとおり、発注者に関しては現在、著しく短い工期に関する契約締結制限がございますけれども、それについて、受注者についても、そうした契約の締結というものを禁止していくということが1つ考えてございます。これらの制度改正の方向性につきましては、これまでの御審議の中でも長期的な工程で考えなければなりませんので、きちんと日単位で管理できるようにですとか、勤務間インターバルの制度の導入というのは御意見をいただいております。

また、透明性、働き方に対する透明化、取組の見える化ということで、透明性を高めるために勤務時間ですとか、そうしたもろもろの施策の状況の見える化を検討すべきであろうとか、あとは対外的に魅力ある業界であることをアピールすべきといったような御意見を頂戴したところでございます。こうしたことに対応いたしまして、1つには、これは当然、受注者側だけの取組で成り立つものではございませんけれども、受発注者含めて工期に関する基準を参照して適切な工期設定ですとか、労働基準法等の関連制度につきまして、公共・民間の発注者ですとか建設業者、関係者の方々に対して広く周知を行っていくことをやっていくことが1つだと考えてございます。

また、勤務間インターバル制度など、今後普及を促進していくことが働き方改革に資すると考えられる先進的な取組につきましては、情報収集・横展開ですとか、様々なガイドライン等の位置づけを含めて普及方策を検討していかなければならない、このように考えているところでございます。

また、生産性の向上の関係でございますけれども、16ページでございますが、制度と

いたしましては、国がICTの活用等により現場管理を行う際の指針を作成いたしまして、まずは制度上、特定建設業者の方々に同指針に則した現場管理を求めていく。もちろん、特定建設業者以外の方々にもきちんとやっていただきたい、このように考えてございます。

もう一つは、監理技術者の専任の関係でございますけれども、これは既に適正な施工確保のための技術者制度検討会の中で取りまとめをいただいております。その方針に基づきまして、一定の条件を満たす遠隔施工管理、すなわち、ICTを活用してこうしたことを行っていく場合につきましては、監理技術者等が2つの専任現場を兼任すること、また、営業所専任技術者が1つの専任現場の監理技術者を営業所と兼ねてやることを可能にする。そういったような制度改正を行っていくといったことを考えているところでございます。

こうしたときに、こうしたことをやっていくに当たりまして、先ほど渡邊委員からの御意見でもございましたけれども、やはり事業者の規模によりましてICTの活用が進んでおらず、多くの課題があったりですとか、対応できる内容が異なる。こういった御意見を、従前も頂戴しているところでございます。また、施工体制の確保につきましては、これも先ほど堀田委員から御意見をいただきましたけれども、CCUSに蓄積された情報を関連する目的のために活用していくということを検討すべきであろうといった御意見を頂戴しているところでございます。

ですので、こうしたことを踏まえさせていただきますと、国が指針を作成する際には、事業者の規模による違いによりまして取組の実現可能性ということを考えながら、こちらでも専門家の方、実務者の方の意見を聞きながら、様々な建設工事のフェーズですとか観点を整理した上で具体的な構成、内容については検討してまいりたいと考えてございます。また、建設工事現場の適切な管理を確保していく。もしくは負担軽減を図っていくという観点で、例えばCCUSのように真正性を確認済みの資格情報・許可情報等を備えたシステムですとか、あとは適切に更新された作業員名簿と照合可能な本人認証システムといったものを活用していくような仕組みということを今後構築していきたいと考えているところでございます。

そうしたことを行っていくことによりまして17ページでございますけれども、まず、工期確保という観点といたしましては、従前、発注者側からは禁止されているところにつきまして、受注者に関しましても著しく短い工期での請負契約の締結を禁止していくということによりまして、適正な工期というのを制度的に担保していきたい、このように考えてございます。加えまして、建設業者に向けましては、国がICTの活用等による現場管

理を行う際の指針を作ったりですとか、専任要件の見直しなどを行っていくことによりまして適切な現場管理ですとか、生産性向上みたいなことを図っていただきたい。さらには、関係する方々につきまして、様々な施策、様々な取組につきましての情報発信ですとか、普及方策を検討していくことによりまして、働き方改革、生産性向上に向けた取組というのを進めていければと考えているところでございます。

ここまでが3つ目の論点でございますけれども、併せて、最後、4つ目、今後さらに検討すべき事項というスライドでございます。19ページでございますけれども、こちら、第1回の中で御議論させていただいたところでございますが、今回の基本問題小委員会では、今るる御議論いただいております3つの論点につきまして、早急に講ずべき施策の方向性について御審議いただいたところでございますが、これに加えて、例えば重層下請構造に起因した非効率ですとか、技能労働者の方への不利益が発生していないか、もしくは実態を踏まえての業許可ですとか、その合理化をどう考えていくのかといったような論点ですとか、もしくは繁閑に応じた労働力の需給調整の在り方もしくは多能工の活用についての考え方、ルールの整理。

はたまた建設業の許可を有しない500万円以下の小規模工事について、それに従事する一人親方の方なども含めて実態把握ですとか、適切な管理のための枠組みの構築、こういった点についても第1回の中で課題としては取り上げさせていただいたところでございます。こうした点についても今後の取りまとめ、今回の取りまとめの内容を踏まえて、制度改正も踏まえながらではございますけれども、実態把握、あるべき方向性につきまして、忘れずに引き続き検討を行っていくということが必要だろう、望ましかろうと考えてございますので、後ほど御説明させていただきますが、取りまとめの中では、こうしたこと、今後の検討課題として加えて付記させていただければと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をお受けしたいと思います。どうぞ。

【岩田委員】 14ページのところで目指すべき方向性というところで、建設業の担い手不足の対応というポツ1のところなのですが、「若手の労働者や学生が将来にわたって魅力を感じ」という、長期的な展望で言うと、他産業と同じにしても若手は来ないです。絶対に。これだけしんどい労働をしているので、長期的な展望で言うと、建設業ならではの、他産業にはないメリットがある何か休み方ですとか、賃金だとか、何かそういう

う売りがないと、同じにしても絶対来ないので、何か建設業ならではの何かを打ち出していただければと思います。よろしくお願いします。

【小澤委員長】 ほかにいかがでしょうか。そちら。

【浜田委員】 ワークライフバランスの浜田です。今、岩田さんがおっしゃった部分と重なるのですが、14ページの目指すべき方向性で、担い手不足の課題感についてなのですが、これ、一貫して議論されてきたと思いますが、ここ、若手を意識したトーンなのですから、担い手の裾野を広げる意味での働き方改革という側面も大きいので、シニアや女性といったダイバーシティ人材についてインクルードしていくという方針も書いてはいかがでしょうか。今までの慣習からは、一緒に働きづらいと思われていた育児を抱えている、介護を抱えている、障害をお持ちである、治療を抱えているといったような、こういった事情のある方々も含めるための環境のほうを整えていくのだという決意が働き方改革の推進だと思いますので、この前提を捉えておくことで、例えば15ページにおける普及方策の狙いどころだとか、踏み込み方が変わってくるのではないかと考えています。

例えばこの後、ICTの話もありますけれども、建設DXが進む一方で、ブランクがあった方だとかシニアが置いていかれてしまうというようなことが実際の現場で起きていることだなと感じています。そういう背景で16ページ、ICT活用については、リカレント教育をしていくなども一手だと思いますので、視野に入れていただきたいと思っています。働き方改革の現場では、適正工期が守られて労働時間が適正化していくと、特に自己研鑽が進んでいくという現象が、特に建設業界では多く見られます。こういった運用の整理の中で活用事例を収集するとあるのですが、定着のための事例というところについてもぜひ検討していただいて、16ページ、③の指針の中で、学ぶための仕組みづくりというところについても言及いただきたいと思いました。

少しダイバーシティに関連して遡ってなのですけれども、9ページにも「学生等の未来の入職者」という文言があるので、ここも同様のイメージでダイバーシティ人材についても視野を広げていくといいのではないかと考えています。女性活躍推進法の中では、301人以上雇用している企業では、男女の賃金格差を公表しなければならないというものがありまして、他産業を見ても、これはまだまだなのですが、ここで、建設業界でしっかり男女共に賃金が行き渡り格差がないといったような状態を作れると、ほかの業界より違うインセンティブになっていくのではないかと思い、関連するトピックであると思っています。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【榎並委員】 アイ・ビー・エムの榎並です。私からはICTのところでは1点申し上げさせていただきます。ICTの活用等の現場管理を行う際の指針を出されると書かれておりますけれども、この指針については、CCUSでいいと思うのですが、業界横断的なデータの共通基盤を特定して、原則、それを利用するということまで踏み込んでもいいのかなと思います。

共通基盤にデータが、フォーマットが統一された形で入っていれば、無駄なコストをかけることなく、データ連携ですとか、ほかのシステム連携というのも容易になりますし、また、今後、賃金の行き渡りというものを可視化する、見せ方とか、こういった仕組みでというのは、これからかと思えますけれども、IT的にはやはりシステムの構築以上に、こういったデータの、ばらばらのデータの整備というところに非常に時間とお金がかかりますので、これから指針を出されるのであれば、そういったリスクを未然に阻止するという観点でもいいかなと思いました。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。そちら、どうぞ。

【東委員】 CCUSにつきましても話題が出ていますので、日建連として危惧しているところを申し上げたいのですけれども、前回の資料にもありましたけれども、CCUSは入退の時間、記録されているだけというシステムですので、現場に入場してからの待機時間等をどう考えるかとか、勤務時間を勤怠管理に使うということからすると課題が多いのだろうなと思っていますし、現行のシステムをかなり改修しなければいけないということになると、当然、コストもかかって、その負担をどうするのだという問題もあると思います。

もともとCCUSの本来の目的は、言うまでもないですけれども、就業履歴を蓄積することによって技能者の処遇が上がっていくことというのが目的だと思いますので、あくまでも業界としては建設技能労働者の期待に応えられるようなシステムであることというのに重点を置いていただきたいなと思っていますので、この辺りの活用については慎重な御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

では、そちら。

【土志田オブザーバー】 すみません、オブザーバーの全中建の土志田と申します。最終ページの19ページに、今回、「多能工」という言葉が出てまいりました。職種に応じた多能工の活用等についての考え方やルールの整理、ぜひこれはルール、考え方、これをしっかりと整理して多能工というポジションを確立していただけるような方向に初めて議論がされるのかなと思って期待をしております。

それと、その上の繁閑に応じた労働力の需給調整の在り方ということもございしますが、この「繁閑に応じた」という部分については、私は施工時期、発注時期の平準化によりましてかなり需給の調整はできるのではなかろうかと。特に我々中小、地域、地方自治体の公共工事を請け負っている我々の中小には大きなプラスになってくるのではなかろうかなと思っております。

それと、9ページに戻らせていただきますが、平成24年から11年連続で設計労務単価を上げていただいて、全職種平均で65.5%上昇した。しかし、それが届いていない。実際に働いている人たちに。私は、これが一番問題だと思いますので、私どもが考えますには、やはり入札契約制度上の問題があり、このページにも書いてありますけれども、共倒れを招きかねない不当な安値での受注を減らしていくと書いてございます。不当な安値というのは、どこまでが不当なのかというのはよく分かりませんが、実際に我々、地方の公共工事を請け負うに当たって10%から20%切らないと受注できないという現状があります。これを解消することで、予定価格で受注ができるような入札契約制度になれば、おのずと労働者に行き渡らなかった賃金も行き渡っていくということになろうかと思っております。

ぜひとも、非常に前向きな御議論をいただいておりますが、その辺も含めて今後御検討いただけるとありがたいなということと、前回も少し申し上げましたけれども、働き方改革の中の2024年4月の、私は危機が来ると。あと半年しかないという、先ほども御発言がございましたように、本当にそれが来てしまう。これをどう乗り切るのかということになってくるのではなかろうかと。もう時間がないということでございます。その辺もしっかりと御議論いただけるとありがたいのかなと。このまま行くと、4月以降は不調、不落がさらに増えてきてしまうのではなかろうかなと懸念しているところでございます。ぜひ活発な御議論をよろしくお願ひしたいと、オブザーバーとしてお願ひ申し上げます。よろ

しく願います。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

続いて西野先生。

【西野委員】 ありがとうございます。京都大学の西野です。15ページの適正な工期の確保というところ、非常に重要かと思えます。①のところを実効性を担保していくため、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止ということで、勧告等を行っていくというふうに書いていただいています。ただ、適正な工期設定のガイドラインなどは、もう既に出ておりますけれども、賃金の問題以上に工期の著しく短いというのはどのようなものかということについて判断するのは難しいというふうに思っております。

また、一方で賃金の問題と同等か、それ以上に短い工期というものが及ぼす悪影響というものも大きいと捉えております。ですので、事務局への質問としまして、この著しく短い工期というものについて、まずはどういうものが著しく短い工期の勧告対象になるかということを出して周知されていかれると思うのですけれども、どういう形で周知されていくようなお考えであるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、すみません、もう一つお伺いしたいのですけれども、19ページの今後さらに検討すべき事項で入れていただいている3点は、今回の課題、3つとも非常に密接に関連しております。ですので、引き続き検討を行っていくというふうに書いていただいているのですけれども、もしこのような枠組みで検討を行っていくというふうなお考えがあれば、それもお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

まだ手が挙がっていますが、一旦、ここで事務局から願います。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、岩田委員、浜田委員、共通でおっしゃっていたことが、若い人だけではなくて、いろいろな方々に対して、さらに他産業よりも魅力を出していかないと人は来ないですよということだと思っております。それは、すみません、我々も確かに全くもっておっしゃるとおりだと思っておりますので、その表現ぶりというのは考えたいと思っておりますが、いずれにせよ、やはりいろいろな人に入っていただかなければいけない。人をどうやって確保していくかという観点で、どう建設業としての魅力を打ち出していくか、こういうことだと考えてございます。

また、榎並委員からいただきましたICTの業界共通基盤みたいなものをどう考えるか。それは特にコストですとか、今後の使い方を考えたときにどう考えるかということについて

て、なかなか難しい課題をいただいたなと考えてございますけれども、その辺りもきちんと考えていきたいと考えております。

また、東委員のお話、後ほど別の者から回答いたしますが、土志田委員からいただきました、例えば需給調整について平準化が必要であろうとか、あとは不当な安値に関して入札制度の改善が必要である。また、2024の問題をどう乗り切るかといった点につきましては、これまでももろもろ例えば平準化ですとか、入札制度についてのいろいろな周知ですとか、やらせていただいたところでございますけれども、ここ引き続き我々としても業界と一体になってきちんと取り組んでいきたい。改善に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、西野委員からいただきました著しく短い工期がどのようなものが勧告対象となるかについて、どう周知するのかという御質問が1つ目だと理解しております。ここにつきましては、おっしゃったとおりで、どうしても工期という部分が、工事によってどういうものが、工程が入ってくるかといった、種々ばらばらになるところがありますので、定性的に、今、工期に関する基準でも示しているところでございますが、ただ、その上で、こういったことをやっていくと、不当に著しく短い工期になっていきますよといった具体事例みたいなものを入れ込んで、イメージしていただきやすくなるようなものでまずは周知していくことから考えております。ただ、最終的なジャッジメントというところに関しましては、どうしても個別の工事の中で見ていくということが必要になってくるかなと思っておりますが、まずは、いかに今度、規制がかかってくることになる受注者の方に対してもイメージを持って理解していただけるかということになるかと思っておりますので、そういった観点で考えてまいりたいと考えてございます。

また、4番の19ページのところでございます最後の3つの課題について、どのような枠組みでというところでございますが、おっしゃっていただいたとおり、これ、今回、御検討いただいたところともまさに密接に関連する部分だと考えてございまして、今すぐに引き続いて、この3つについて考えていくというよりは、今回の取りまとめ内容を踏まえて制度改正しながら、この3つについてもどうしたら動かしていけるかなという枠組みは、枠組みづくりから今後考えていきたいと考えているところでございます。【松野建設キャリアアップシステム推進室長】 CCUS室長の松野でございます。勤怠管理について使うことについて課題があると御指摘いただいたところです。前回、井出先生からもいただいておりますけれども、CCUSは、入退情報を取っているだけで、目的としても

キャリアアップにつなげるものであると。勤怠管理とかは、いろいろな民間のアプリでも出てきているところですよ。それぞれのシステムによって、それぞれの役割があって、それぞれ分担していくべきだと考えておりますので、それぞれの目的を踏まえて、どういうシステムを活用するかというのは、役割分担があってしかるべきなのかなと思います。

それと、その上でですけれども、榎並先生からもいただきましたけれども、そういういろいろなシステムが連携できるようにすることは必要なかなと思っております、そこはいろいろなICTが進んでいる中で、しっかりとその情報活用、連携して活用できるような形にはしていきたいと考えております。

以上です。

【小澤委員長】 以上でよろしいですかね。浜田委員からは非常にいい御提案をいただいていたかと思っておりますので、御対応いただけるということでもよろしいんですかね。ありがとうございます。

あと、工期については、適正な工期の設定の考え方を既に出していただいていると思いますので、それを活用していただくというのも1つの案かと思っております。

ほかにも手が挙がっておりました。どうぞ。

【荒木委員】 建設業協会の荒木です。先ほど岩田委員がおっしゃったように、私も同意見でありまして、同じ条件で同じ賃金だったら、うちの業界には来ない。それは働く環境が悪いからというのは全く同感でありまして、今、もう産業間の人材獲得競争の最中にあるという認識の中で、私どもの管理指標というのは賃金調査とか、設計労務単価、どれも実情を積み上げて把握するという作業なのですが、もう少し何か政策的な方向性として、あの業界には負けないぞとか、このレベルの賃金を持っていくぞという政策誘導的な意向というのが何か枠内で、ここに書いていただきたいという意味ではありませんけれども、持っていないと、結局、産業間競争で負けてしまうのだらうなという認識を私がかねてより深く思っております、一番のライバル業種は運送業です。だから、製造業には格差が、今、離されていますので、それよりも運送業などの動態も見ながら、まず政策誘導的な視点というものを何かの指標の中に織り込めることができたらいいのではないかなと少し思っておりますので、意見を言わせていただきました。ありがとうございました。

【小澤委員長】 ありがとうございます。どうぞ。

【浜田委員】 先ほどの適正な著しく短い工期というものを定量的に示すならという議論がありましたので、これ、示すならやっぱり11時間の勤務間インターバルが取れない

ということが著しく短い工期であるということと言うと分かりやすいのではないかなと思
いました。今、荒木委員がおっしゃった運送業をというところをベンチマークにするなら
ば、運送業のドライバーは9時間のインターバルが取れるということをガイドラインで示
していますけれども、このラインで著しく短いというふうに見なすのか、ではなくて11
時間でいくのかというところは1つ戦略が必要なところかなとは思っています。

以上です。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。オンラインで岸上委員から手が挙がっています。お待たせいた
しました。どうぞ。

【岸上委員】 御説明、ありがとうございます。働き方改革につきまして、目指すところ
は関わっていらっしゃる方の健康を守り、働きがいを促進することによって担い手の確
保をすることと理解しております。その点で著しく短い工期への対応とか、原則としての
週休2日制、あるいは勤務間インターバルで基本的に取れる状況にするという環境整備は
非常に重要な施策だと理解しています。

しかしながら、働き方、働きがいの関連で考えてみますと、個々の人により、特に職
人肌の方など、例えば一定の期間、少し頑張っていて、その後少し長期の休みを取ると
いった働き方を好む人もいるかもしれませんし、同じ人でも、皆さんもあると思いますけ
れども、人生のサイクルの時期により、そういう志向があるような時期もあるように感じ
ます。ですので、一律に平均的に全部同じ基準で適用するというだけで良いのかとい
う視点もお持ちいただき、柔軟性を持って硬直的な制度にならないような議論をお願いし
たいなと思われました。

以上でございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

ほかに、よろしゅうございますか。それでは、事務局、お願いします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。まず、荒木委員から、政策誘導
として、こういうことを目指していくべきではないかということを示すべきではないかと
いったところを御提示いただきました。ここはまた引き続き業界の皆様の御意見も聞きな
がら考えていきたいなと考えているところでございます。

また、浜田委員、岸上委員からは、著しく短い工期、どうやって示していくのかという
具体の御提言をいただいたところでございます。どういう観点で示していくということが

一番あるのか。一方で、様々な工事の種類がある中で、どういう形で示していくのがいいのかというのは、極めて重要な課題だと思っておりますが、最後に岸上委員がおっしゃった柔軟性を持った制度にしていくということが最もキーなのかなと考えてございますので、あまり硬直的なものにならないようにしながら、どういう観点がいいのか、定量的に示せるのかということは引き続きしっかり整理してまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

【小澤委員長】 ありがとうございます。

資料1については以上でございます。続きまして、中間とりまとめ（案）についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【御手洗建設業政策企画官】 ありがとうございます。ただいまこの時間、今までの時間で資料1につきまして議論の整理と、また、改めての委員の皆様から御意見を頂戴いたしました。今回、御提示させていただいております資料2に関しましては、この資料1の中で、改めて資料1の1ページを御覧いただければと思うのですが、戻って恐縮でございます。このスライドのほうは、これまでの議論というものを整理させていただいたものになっているかと考えてございます。その上で、今回、取りまとめにつきましては、小委員会からの政策の御提言をいただくという観点で、ここがございます現状・課題、目指すべき方向性のようなものを現状・課題という形で、また、その上で対応の方向性、その上で制度改正の内容、具体的な制度改正をすべきであるということに加えて、主な御意見を踏まえた対応方針につきまして、こういったことに留意しながらやっていくべきである、そういった構成にしてございます。

少し分かりにくいのですが、3ページ、4ページを御覧いただければと思います。これは請負契約の適切なリスク分担でございますけれども、3ページのところで、現状・課題というところを書かせていただいております。4ページを御覧いただきますと、対応の方向性で、(1)①、②、③とございますけれども、ここがその制度改正の内容として今まで議論いただいた内容になってございまして、さらに、物はばらけているところも一部ございますけれども、留意点という形で書かせていただいているところで、この①、②、③をやっていく上でどうすべきかというところについての留意点のような形で、今後の対応方針のようなものをはめ込みさせていただいているといった構成になってございまして、このスライドを政策提言でやっていくという形に変換していったものというのが、こちらの中間とりまとめ（案）だというふうに御理解いただければと考えてございます。

その上で、今回、これ、なので、中身の詳細の御説明までは、時間の関係もございまして、今回はいたしませんけれども、本日いただきました御意見も反映させていただいて、改めて委員の皆様はこの本文、中間とりまとめの本文については照会をさせていただきたいと考えてございます。そして、その御意見を踏まえた上で、次回、第5回の委員会におきまして、またこの中間とりまとめの本文、先ほど御指摘いただきましたとおり、概要なども用意させていただきますが、この中間とりまとめ（案）について御議論いただきまして、最終的な取りまとめに向かっていければと考えているところでございます。

以上でございます。

【小澤委員長】 御説明、ありがとうございました。

本日いただいた御意見を踏まえて、この資料2を修正し、それを皆さんに照会をかけさせていただいて、それに対する御意見を受けた上で、次回の委員会を開催させていただくと、こういう流れでございましょうか。次回の委員会までの取りまとめの流れにつきまして、何か御質問ございましたらお受けしたいと思いますのですが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、予定していました議事は以上でございます。全体を通して何か言い忘れたことがございましたら、よろしゅうございますか。それでは、事務局へお返しいたします。

【沖本入札制度企画指導室長】 ありがとうございます。国土交通省側、何か。では、課長、お願いします。

【岩下建設業課長】 建設業課長の岩下でございます。本日も非常に建設的な御意見、ありがとうございました。制度の骨格のところは大分御賛同いただいたと思っておりますが、詳細といたしますか、運用とか、さらに詰めるべきことの宿題は、これまた多々いただいたと受け止めております。しっかり今回いただいた御意見を受け止めまして、まず、中間とりまとめに反映させる。それから、次の制度改正とか、各種運用に当たってですとか、ガイドラインとか、その辺のところも今回いただいた意見をしっかり踏まえさせていただきながら、対応させていただきたいと思っております。

差し当たり、今回は2週間後ぐらい、また皆様方には御苦労かけますが、取りまとめについてまた照会させていただいて、御意見を賜れば、しっかりそれもまた踏まえさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、どうぞ御指導、よろしく願いいたしたいと思っております。ありがとうございます。

【沖本入札制度企画指導室長】 それでは、これもちまして散会とさせていただきます

す。委員の皆様におかれましては、本日、御多忙のところ、誠にありがとうございました。

— 了 —